

令和6年度佐賀県夏期地域医療実習運営業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1 目的

将来、本県の地域医療を担う地域枠等医学生が、県内の医療、保健及び福祉等の現状を知り、地域医療への理解を深めるとともに、地域医療を担う医師の役割、責任及びやりがいについて認識を深めるために、夏期地域医療実習を開催する。

については、夏期地域医療実習運営業務について、実施能力の高い事業者を委託先として選定するために、公募型プロポーザル方式により本業務に意欲のある事業者を募集する。

2 委託業務の内容

委託業務の内容は以下のとおりとする。なお、本委託料に係る予算は令和6年2月定例県議会に議案提出中であるため、当該予算が成立しなかった場合は委託しない。また、予算の議決状況により、委託業務内容が変更になることがある。

- (1) 業務の名称 令和6年度佐賀県夏期地域医療実習運営業務
- (2) 業務の内容 別添「令和6年度佐賀県夏期地域医療実習運営業務委託仕様書(案)」のとおり
- (3) 契約期間 契約締結日から令和6年9月30日(月)まで(予定)
- (4) 委託上限額 金2,000,000円(消費税及び地方消費税を含む)

3 問い合わせ、各手続の提出先

佐賀県 健康福祉部 医務課 医療人材政策室 小池
〒840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号

TEL : 0952-25-7358 FAX : 0952-25-7267 E-mail : imu@pref.saga.lg.jp

4 公募スケジュールと内容

(1) 実施スケジュール(予定)

県ホームページでの公募開始	令和6年3月22日(金)
質問書の提出	令和6年4月2日(火)17時まで
参加資格確認申請書の提出	令和6年4月5日(金)17時まで
提案書の提出	令和6年4月15日(月)17時まで
プレゼンテーション(審査会)	令和6年4月17日(水)
最優秀提案者決定	令和6年4月18日(木)
契約締結、業務開始	令和6年5月上旬

※説明会は実施しない。

(2) 質問書の提出

- ① 受付期間：令和6年3月22日(金)～令和6年4月2日(火)17時まで
- ② 質問方法：仕様書等に対する質問書(様式1)により電子メールで提出する。電話による質問に対しては回答しない。
- ③ 回答方法：令和6年4月4日(木)までに質問者に電子メールにより回答するとともに、原則として、質問者が特定されないようにして県ホームページで応募者全員に質問及び回答内容を周知する。

(3) 参加資格確認申請書の提出

- ① 提出期限：令和6年4月5日（金）17時まで
- ② 提出書類：
 - ・参加資格確認申請書
（単独事業者：様式2-1、共同事業者：様式2-2、2-3及び共同事業者協定書）
 - ・誓約書（様式3）※代表者の記名捺印又は自署が必要
 - ・実績書（様式4）
 - ・会社概要（パンフレット等）
- ③ 提出方法：誓約書（様式3）は持参又は郵送（①必着）、その他書類は電子メール可
- ④ 参加資格確認結果：令和6年4月11日（木）までに申請者に電子メールにより通知する

(4) 提案書等の提出

- ① 提出期限：令和6年4月15日（月）17時まで
- ② 提出書類：
 - ・提案書（様式任意）
以下を記載すること
 - ア 事業方針
 - イ 事業内容
 - ウ 事業スケジュール
 - エ 実施体制及び連絡体制
 - オ 会社概要
 - カ 過去に実施した同種の業務実績
 - ・見積書（見積価格は審査における評価項目の一つであるため、企画内容と経費の関係が分かる内訳を記載すること。また、委託上限額を超過しないこと。）
 - ・その他の主な業務実績
 - ・会社概要
（留意事項）
 - ✓ 本プロポーザルにおいては、実習日及び訪問先が未定のため、別添仕様書（案）に示す実習概要（案）に基づいて想定可能な範囲で事業スケジュールや見積書を作成すること。
 - ✓ 提出された見積書は参考見積とし、実習概要が決定次第、本プロポーザルの最優秀提案事業者と委託内容の仕様を協議したうえで、改めて正式な見積書の提出を求める。
 - ✓ 提案書の受領後、担当部局が必要であると判断した場合には、補足資料等を求めることがある。
 - ✓ 本企画提案の応募に係る経費は、全て参加事業者の負担とする
 - ✓ 提出された提案書等は返却しない。
- ③ 提出方法：電子メール、持参又は郵送（持参及び郵送の場合は各資料5部）

(5) プレゼンテーション（審査会）の開催

- ① 日 時 令和6年4月17日（水）
※WEB会議システムで実施することとし、時間は参加者に個別に通知する。
- ② 実施方法
参加者は、提案書の内容についてプレゼンテーションを行うこと。また、審査員が

ら質疑を行うため、内容について回答できる者が参加すること。

※参加申請者が多数の場合、別に定める評価基準に従い提案書の事前審査(書類選考)を令和6年4月16日(火)に行い、プレゼンテーションの参加者を決定する。

(6) 最優秀提案事業者の選定

- ・審査員は別に定める評価基準に従い審査を行い、最優秀提案事業者を選定し、その者を契約交渉の相手方として特定する。
- ・提案書の内容に未記入箇所がある場合及び添付資料等の不備により記載内容が確認できない場合は、該当する評価項目は0点とする場合がある。
- ・最優秀提案事業者となるべき評価点の最も高い者が2者以上あるときは、企画内容の評価点が高い者を最優秀提案事業者とする。
- ・最優秀提案事業者の合計点が、各審査員の持つ得点の合計点の半分に満たない場合は、再度公募を行うこととする。
- ・審査結果については、各提案事業者へ個別に通知する。
- ・業務委託先の決定については、県ホームページに掲載する。

(7) 審査結果の通知

令和6年4月18日(木)までに全ての参加者に対し通知する。電話等による問い合わせには一切応じない。

5 参加資格要件

本業務委託の公募型プロポーザルは、単独又は共同の提案により行うものとし、次に掲げる要件を全て満たす者とする。なお、要件⑦については資格確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合がある。

(1) 単独提案の場合

- ①緊急の打ち合わせ等が必要な時に、迅速に対応できる体制を整えていること。
- ②事業の目的達成のために必要な企画・立案・製作に関して、ノウハウや技術を有していること。
- ③地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者(破産等により入札参加資格のない者、契約の不履行や入札等で不正行為を行った者など)でないこと。
- ④会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- ⑤公募開始の日の6か月前から参加資格確認の日までの間、金融機関等において手形又は小切手が不渡りとなった者でないこと。
- ⑥佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。
- ⑦自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - イ 暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

- エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- ⑧ 共同事業体の構成員でないこと。

(2) 共同提案の場合

- ①代表者（幹事者）を定めること。
- ②すべての構成員が（1）①～⑦の要件を満たすこと。
- ③すべての構成員は、他の共同事業体の構成員でないこと。また、単独で提案を行っていないこと。

6 業務の委託契約

- (1) 審査会により選定された最優秀提案事業者と仕様の細部や契約金額等について協議し、協議が成立した場合には、当該業務に係る随意契約を締結する。この場合において、改めて仕様書を作成し、見積書の提出を求める。
- (2) 提案書は、あくまでも業務を委託する者を選定するための資料であり、委託業務はその内容に限定されないものとする。
- (3) 最優秀提案事業者との協議が不調となった場合には、次点者を随意契約の協議の相手方とする。
- (4) 契約保証金
 - ① 契約締結の際に、契約金額の100分の10以上に相当する金額を納付すること。
 - ② 契約保証金の納付に代えて、佐賀県財務規則第116条の規定に基づき、担保を供することができる。
 - ③ 次の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付を免除する。
 - ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（見積金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合
 - イ 国又は地方公共団体との間において、当該契約と同種かつ同規模の契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2年間に履行期限が到来した契約を適正に履行しており、かつ、その者が当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合

7 契約の締結

令和6年5月上旬（予定）

8 その他

(1) 失格要件

次のいずれかに該当する場合の提案は無効とする。

- ① 本実施要領「5. 参加要件」を満たさない者が参加した場合又は提案書の提出後にその要件を満たさなくなった場合
- ② 他の参加者の協力者となった場合
- ③ 提案書等の内容に虚偽記載、その他不正な行為があったと認められる場合
- ④ 前各号に掲げるものの他、本実施要領に定める手続き、方法等を遵守しない場合

(2) プロポーザル手続の中止

次の各号のいずれかに該当する場合は、本プロポーザル手続を中止する。この場合の損害は参加者の負担とする。

- ①参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、本手続を公正に執行することができないと認められるとき。
- ②天災その他やむを得ない理由により、本手続を行うことができないとき。

(3) 参加者に求められる義務

- ①参加者は、提出した関係資料等について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- ②提案に際して、委託先として採用されないこともある点に十分留意し、関係者とトラブルのないようにしなければならない。
- ③公正な審査を妨害する恐れのある、あらゆる行為をしないこと。

9 個人情報の取扱

この募集に伴い収集した個人情報の取扱については、佐賀県プライバシーポリシー及び行動プログラム (<http://www.pref.saga.lg.jp/web/privacypolicy.html>) に基づき、この企画競争に係ることのみに使用し、それ以外の目的には使用しません。